

公 告

令和7年(2025年)10月9日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	9-23
(2) 件 名	落合地区水質計器保守点検業務
(3) 履行場所	真庭市西原ほか地内
(4) 履行期限	令和 8年 3月13日
(5) 業務概要	水質計器保守点検 落合地区上水道施設 濁度計 N= 4 台、残留塩素計 N= 8 台、p H計 N= 3 台 落合地区簡易水道施設 濁度計 N= 3 台、残留塩素計 N= 3 台、p H計 N= 1 台
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	機械設備等保守(計測分析機器)
(3) 営業所の所在地	国内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 7年10月24日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、上下水道課 【TEL】0867-42-1108へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 7年10月17日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	上下水道課 【メール】jougesuido@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 7年10月24日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、上下水道課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 7年10月24日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 7年10月24日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市上下水道課

TEL 0867-42-1108 / FAX 0867-42-1403

落合地区水質計器保守点検業務

仕 様 書

真庭市建設部上下水道課

落合地区水質計器保守点検業務仕様書

第1条 （適用）

この仕様書は、真庭市落合地区の水質計器について保守点検業務を行うものに適用する。

第2条 （基本事項）

この保守点検委託は、真庭市建設工事執行規則（平成 17 年 3 月 31 日 規則第 159 号）、契約書及び仕様書に基づいて行う。

第3条 （提出書類）

受託者は、次の書類提出すること。

- | | |
|------------|-----|
| 1 業務着手届 | 1 部 |
| 2 管理技術者選任届 | 1 部 |
| 3 業務完成届 | 1 部 |

第4条 （保守点検内容）

保守点検施設および内容は別紙による。

第5条 （作業管理）

保守点検を行う機器は稼動中の設備であるため、関連施設の運転条件等、点検を行う施設を熟知した専門知識を有する者が行い、各施設の運転に支障がないように作業を行うこと。

また、対象水質機器に対する点検作業については、既設メーカー：横河ソリューションサービスの技術者立会の元で実施すること。

第6条 （緊急対応）

受託者は、委託者より緊急の連絡を受けた際には、速やかに対応し、対策を講じること。

尚、緊急対応で発生する部品代等の費用は、別途協議するものとする。

第7条 （成果物）

保守点検報告書

保守点検写真（点検前・中・後）

第8条 （契約期間）

本業務の契約期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日までとする。

別紙

1. 保守点検施設

1) 落合地区上水道施設

西原浄水場、友近配水池、東谷加圧ポンプ場、西谷加圧ポンプ場、下見低区配水池、旦土加圧ポンプ場、吉第2加圧ポンプ場、西河内第2浄水場、西河内第2取水場

2) 落合地区簡易水道施設

立誠簡易水道	立誠浄水場
天津簡易水道	福田浄水場
上山簡易水道	上山浄水場

2. 保守点検計器及び点検内容

保守点検計器

落合地区上水道施設

◆濁度計	4台	(横河電機	T B 4 0 0 G、T B 7 0 0 H)
◆残留塩素計	8台	(横河電機	F C 4 0 0 G)
◆p H計	3台	(横河電機	P H 4 0 0 G)

落合地区簡易水道施設

◆濁度計	3台	(横河電機	T B 4 0 0 G、T B 5 0 0 G)
◆残留塩素計	3台	(横河電機	F C 4 0 0 G)
◆p H計	1台	(横河電機	P H 4 0 0 G)

点検内容

1. 各計器共通

- ・点検前指示値およびパラメータの確認
- ・内外部その他の点検及び清掃
- ・劣化部品の交換
(セラミックビーズ、フィルタエレメント、K c l 溶液、内部液等)

2. 濁度計 (変換器・検出器)

- ・測定セル内の洗浄

- ・ゼロ水によるゼロ点確認
- ・校正板によるスパン調整
- 3. 残留塩素計（変換器・検出器）
 - ・接触抵抗の確認
 - ・測定槽内の清掃
 - ・ゼロ点確認
 - ・D P D比色法による指示確認調整
 - ・サンプル水の流量確認調整
- 4. p H計（変換器・検出器）
 - ・p H計センサー部の清掃
 - ・標準液による指示校正試験

その他

保守点検により発生した廃棄物等は、持ち帰り処分すること。



位置図

